

山形大学サステナブルエレクトロニクス地域連携コンソーシアム規約

（趣旨）

第1条 山形大学サステナブルエレクトロニクス地域連携コンソーシアム規約（以下、「本規約」という。）は、山形大学地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下、「山形大学 J-PEAKS」という。）の事業活動の一つとして実施する山形大学サステナブルエレクトロニクス地域連携コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、サステナブルエレクトロニクスを中心テーマとして、その基礎技術から応用製品、事業化や経営までを幅広く対象とし、大学と地域企業や金融機関、行政が一体となって連携、活動することで、南東北におけるサーキュラーエコノミーに貢献するイノベーション実現を目的とする。

（英文名称及び略称）

第3条 本コンソーシアムの英文名称は、「Yamagata University Sustainable Electronics Consortium for Industry-Academia Collaboration」とし、略称を「YU-SEC」とする。

（組織）

第4条 本コンソーシアムの事業を推進するために次の役員を置く。

- （1） 代表
- （2） 副代表
- （3） 特別顧問
- （4） 事務局長

- 2 代表は、山形大学 J-PEAKS 推進本部長が指名し、本コンソーシアムが行う活動全般の把握、指導、管理、運営を統括する。
- 3 副代表は、代表が別に指名する者とし、代表の業務を補佐する。代表が一時的に不在となるときは、代表を代理することができる。
- 3 特別顧問は、代表が別に指名する者とし、本コンソーシアム全般に関する指導・助言を行う。
- 4 事務局を山形大学内に置き、事務局長は山形大学職員が務める。

（アドバイザーボード）

第5条 本コンソーシアムにアドバイザーボードを置く。

- 2 アドバイザーボードは、本コンソーシアムの趣旨と目的に賛同し活動に協力する国および地方公共

団体の機関の代表および業界団体の代表等で構成する。

- 3 アドバイザリーボードは、本コンソーシアムの事業計画、事業予算、その他本コンソーシアムの運営に重要な事項について助言を行う。

(活動および事業年度)

第6条 本コンソーシアムは、第 2 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) シンポジウムやセミナーの開催
- (2) 自治体と協力した政策勉強会やワークショップの開催
- (3) コンソーシアム会員に対する技術セミナーや人材育成などの開催
- (4) コンソーシアム会員の連携構築や情報交流を目的とした交流会の開催
- (5) コンソーシアム会員の技術相談や連携支援
- (6) その他、本コンソーシアムの目的達成に関する事業

- 2 本コンソーシアムの事業年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(対象分野)

第7条 本コンソーシアムが対象とする分野は、サステナブルエレクトロニクスを中心テーマとして、その基礎技術から応用製品、事業化や経営までを幅広く対象とする。電子デバイス製造に関わる事業者だけでなく、それを動かすシステムや応用製品を使ったサービスに係る事業者までを対象とし、川下企業まで含めた広い意見を組み入れながら一体的に活動することで、地域のイノベーション創出を実現する。

(会員)

第8条 本コンソーシアムは、第 2 条に定める目的に賛同する企業、大学およびその他の機関で構成する。

- 2 代表は、会員名を公開することができる。但し、会員が非公開を望む場合はこの限りではない。

(入会および会費)

第9条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、本規約に同意し、本コンソーシアム HP 中の参画申込フォームより申込むものとする。(別紙 1 参画申込 URL 参照)

- 2 事務局は、前項の申込みに対して、当該申込者が本コンソーシアムの会員要件を満たしているかを審査し、請求書の通知をもって入会を許可するものとする。
- 3 会員は、別に定める年会費を納付しなければならない。
- 4 年会費の計算期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎年 1 年分を先払いするものとする。
- 5 事業年度の途中に入退会した会員の年会費は、その時期にかかわらず 1 年分とする。
- 6 退会の意思表示が 2 月 28 日までにない場合は、翌年度は自動継続するものとする。

(秘密保持)

第10条 会員は、本コンソーシアムの活動によって知り得た秘密情報を、本コンソーシアム外の第三者に開示または漏洩してはならず、本コンソーシアムの運営および利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2 会員は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、漏洩、紛失、改ざん等の防止に努め、無断で利用してはならない。

(退会)

第11条 本コンソーシアムから退会しようとする者は、別紙に定める退会届出書により退会を届け出るものとする。(別紙 2 退会届出書参照)

2 会員が年会費を納入せず、事務局からの再三の催促に関わらず納入がない場合には、本コンソーシアムから退会したものとみなす。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、アドバイザリーボードの同意を得たうえで、代表が行うことができる。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、アドバイザリーボードの意見を聞いたうえで、代表が定めることができる。

附則

この規約は、2026 年 5 月 1 日から施行する。